

大分県報

平成二十九年
号外（三八）
三月三十一日

（金曜日）

目次

規 則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正……………一
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正……………一
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部改正……………一
大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部改正……………三

訓 令

大分県行政考査規程の廃止……………三
大分県職員提案規程の廃止……………三
警察本部訓令
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正……………三
警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正……………四
大分県警察における人事評価に関する規程の一部改正……………四

○規 則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

別表第二の二の項の事務の欄の第一号中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同欄の第

二号中「第九条」を「第九条第一項及び第三項」に、「配置従事者身分証明書再交付申請書」を「配置従事者身分証明書再交付申請書等」に改め、同欄の第四号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十二号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和四十五年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「。以下「省令」という。」を削る。

第二条第四号中「省令第二十三条前段」を「法第九条の三前段」に改め、同条第五号中「省令第二十三条後段」を「法第九条の三後段」に改め、同条第六号中「省令第二十四条」を「法第九条の四」に改める。

第四号様式中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第23条前段」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3前段」に改める。

第五号様式中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第23条後段」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3後段」に改める。

第六号様式中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第24条」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

第五号様式中「ヤトコー」を「シムツメ」に改め、同様式を第四号様式とする。
第六号様式を第五号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十四号

大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則

大分県介護保険財政安定化基金管理規則（平成十二年大分県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」を「第九条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第五号

本 地 方 機 関 庁

大分県行政考査規程（昭和四十年大分県訓令甲第六号）は、廃止する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第六号

本 地 方 機 関 庁

大分県職員提案規程（昭和五十三年大分県訓令甲第二十号）は、廃止する。
平成二十九年三月三十一日

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県警察本部訓令第9号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

第14条第7項に次の1号を加える。

(10) 要介護者（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第13条の2第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認める時間

第14条第9項第2号中「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第13条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「あつては」を「あつては」に改める。
第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（部分休業）

第15条 臨時的任用職員が部分休業（育休法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）を請求した場合には、任用期間を限度として承認することができる。

2 部分休業の承認を受けて勤務しない時間は、無給とする。

第2号様式中

「(5) 公務災害、女性職員の生理、産前産後、母性健康管理、育児時間、忌引き、子の看護及び短期の介護に係る休暇については、別に定めるところにより無給を付与する。」

「(5) 公務災害、女性職員の生理、産前産後、母性健康管理、育児時間、忌引き、子の看護、短期の介護に係る休暇及び介護時間については、別に定めるところにより無給で付与する。」
 (6) 部分休業の請求をした場合は、任用期間を限度として承認することができる。部分休業の承認を受けて勤務しない時間は、無給とする。」
 に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第10号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

警察官の昇任試験等に関する規程(平成4年大分県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

目次中「第25条・第26条」を「第25条」に改める。

第1条中「職員の任用に関する規則(昭和32年大分県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。)第44条ただし書の規定に基づき、規則第42条第1項の規定により委任された」を削る。

第2条を次のように改める。

(昇任)

第2条 警察官の巡査部長、警部補及び警部への昇任は、試験又は選考の結果作成される昇任候補者名簿(第1号様式)又は昇任選考審査合格者名簿(第2号様式)(以下「名簿」という。)に基づいて行うものとする。
 第2条の次に次の1条を加える。

(昇任の特例)

第2条の2 次のいずれかに掲げる者は、前条の規定にかかわらず、直近上位の階級へ昇任させることができる。ただし、第1号に掲げる者で、特に功労があったと認められるものは、2級上位の階級へ昇任させることができる。

(1) 公務上の負傷又は疾病により退職し、又は死亡した者

(2) 勤務成績が優秀と認められ、かつ、次のいずれかに掲げる者
 ア 在職期間が15年以上で、かつ、退職時の階級に10年以上在級する者
 イ 在職期間が25年以上で、かつ、退職時の階級に5年以上在級する者
 ウ 在職期間が35年以上で、かつ、退職時の階級に1年以上在級する者
 2 前項に規定する死亡した者に対する昇任は、その者の死亡した日に遡って行うものとする。

第23条第1項中「昇任候補者名簿(第1号様式)又は昇任選考審査合格者名簿(第2号様式)(以下「名簿」と総称する。)」を「名簿」に改める。

第25条を削る。

第26条の見出しを削り、同条を第25条とする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第11号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察における人事評価に関する規程(平成28年大分県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

目次中「第16条」を「第17条」とする。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(特例)

第16条 この訓令の規定にかかわらず、非常勤職員の人事評価については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。